

特別徴収税額の納期の特例の承認に関する申請書

音更町長 宛て 年 月 日提出	申 請 者	住 所				
		氏 名 (名 称)				
		特別徴収義務者 指 定 番 号				
地方税法321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。						
申請の日前6か月間の各月末の給与の支払いを受ける者の人員及び各月の支給金額 ※ 臨時雇用者に係る者は、()に記入してください。	月区分	支給人員	支給金額	月区分	支給人員	支給人員
	年 月	人 ()	円 ()	年 月	人 ()	円 ()
	年 月	人 ()	円 ()	年 月	人 ()	円 ()
	年 月	人 ()	円 ()	年 月	人 ()	円 ()
1. 音更町に係る徴収金又は最近における著しい納付・納入の遅延の事実がある場合においてそれがやむを得ない事由によるものであるときは、その理由 2. 申請書を提出した日以前、1年以内において納期の特例についてその承認を取り消されたことがある場合には、その年月日 3. その他参考となるべき事項						
※ 音 更 町 処 理 欄						確認欄
	① 給与の支払いを受けるものが常時10人未満である。					
	② 1年以内において承認の取り消しをしていない。(①の理由による取消しを除く。)					
	③ 昨年度の納入状況が良い。					
	④ 納入に支障が生ずるおそれがあると認める相当の理由がない。					
決 裁 欄	課 長 係 長 係 合 議					

特別徴収該当者名簿

	氏名	生年月日	住所
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			

申請についての注意事項

特別徴収税額の納期の特例の制度について

(1) この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払いを受ける人の人数が常時10人未満である特別徴収義務者であること。

※ 「常時10人未満」というのは、常に10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた人がいる場合には、その人数を除いた人数が10人未満であること。

(2) 納期の特例について承認を受けていた特別徴収義務者は、給与等の支払いを受ける人が常時10人以上となった場合は、遅滞なく音更町長に届出なければなりません。

(3) 滞納や著しい納入遅延があるような特別徴収義務者については、特例の承認を取り消されることがありますので、ご注意願います。